

## 勧告事件（平成27年2月まで）

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買いたたき)
2	(株)三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
3	山形市(山形市立病院済生館) (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買いたたき)
6	(株)ルネサンス (平成26年7月24日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
7	産業機械健康保険組合 (平成 26 年 8 月 1 日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は、健 康診断に関する委託契約を締結してい る病院等に対し、消費税率の引上げ分 を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
8 9 10	吉野家グループ 〔(株)吉野家資産管理サービス (株)北日本吉野家 (株)中日本吉野家 (平成 26 年 9 月 24 日)〕	店舗等の賃貸借等の事業を行う(株)吉 野家資産管理サービス、外食業を行う (株)北日本吉野家及び(株)中日本吉野家の 3 社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸 人)の一部に対し、賃料の消費税率の 引上げ分を減額し、又は賃料の消費税 率の引上げ分を上乗せせずに据え置い た。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号前段 (減額) 及び同号後 段(買いたたき)
11	山佐産業(株) (平成 26 年 10 月 22 日)	パチンコホール等の遊技場にスロッ トの販売等を行う山佐産業(株)は、スロ ットの販売等の業務に関する業務委託 契約を締結している販売代理店に対 し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに 業務委託手数料を据え置いて支払っ た。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
12	東映アニメーション(株) (平成 26 年 12 月 17 日)	主にアニメーションの製作事業を行 う東映アニメーション(株)は、アニメー ションの原画、動画等の制作業務を委 託している個人事業者に対し、消費税 率の引上げ分を上乗せせずに委託料を 据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
13	(株)トライグループ (平成 26 年 12 月 19 日)	学習指導事業を行う(株)トライグルー プは、 ① 家庭教師の業務委託契約を締結し ている個人事業者に対し、消費税率 の引上げ分を上乗せせずに委託料金 を据え置いて支払った。 ② 教室施設の賃貸人のうち、税込価 格で賃料を契約している賃貸人の一 部に対し、消費税率の引上げ分を上 乗せせずに賃料を据え置いて支払っ た。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
14	住友不動産エスフォルタ(株) (平成 27 年 1 月 30 日)	スポーツ施設の運営等の事業を行 う住友不動産エスフォルタ(株)は、スポー ツ指導を行う個人事業者及び法人事業 者に対し、消費税率の引上げ分を上乗 セせずに業務委託料を据え置いて支払 った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
15	(株)広島東洋カープ (平成 27 年 2 月 26 日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品（以下「グッズ」という。）の販売等を行う(株)広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせず にグッズの仕入価格を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)